

兵庫県告示第1197号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年10月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 起業者の名称

佐用郡佐用町

2 事業の種類

佐用町庁舎増築等事業

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県佐用郡佐用町佐用字建岩地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

佐用町庁舎増築等事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

(1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である佐用町は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、法令等に基づき、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する佐用町は、平成17年10月に佐用郡4町が合併した町である。

合併前の佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会においては、旧佐用町庁舎を本庁舎として、他の旧3町の各庁舎を支所としているが、各支所で提供できる行政サービスには限界があり、支所間の移動が必要となるなど、町民に時間的・経済的負担を強いることとなっている。また、合併により本庁舎への勤務者及び来庁者が増加したことから合併前から続く慢性的な駐車場不足がより深刻な問題となっている。さらに平成21年の台風第9号により本庁舎が浸水したため、行政機能が麻痺するなど、防災活動及び復旧事業を行う上で大きな痛手となった。

このような状況を踏まえ、佐用町新庁舎検討委員会において、今後の職員配置と財政見通し及び現庁舎の問題点を検討した結果、現本庁舎は継続して使用することとし、現在欠けている機能のみを補完することを基本的な考えとして庁舎整備を進めることとなった。

本件事業は、本庁舎と3つの支所に分散していた行政機能を統合するため、本庁舎敷地内に増築することにより財政的影響を抑制しつつ、町民の利便性を向上させ、組織のスリム化を図るとともに、災害発生時には災害対策本部を設置し、その後の災害復旧支援に対応出来るよう防災拠点機能を有する庁舎として市民の安全・安心を確保するものである。また、庁舎整備に伴い、かねてから不足していた駐車場について、住民の利用を考慮した駐車台数を確保するなど、本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではなく、起業地内に存する農地も庁舎敷地に隣接する市街地内の集団性のないものであり、また、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は存在せず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。さらに、埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件： 地形/本庁舎及び駐車場用地として、効率

よく利用ができるよう整形地に近いこと、交通条件（利便性）／概ね町内中心部に位置し、公共交通網が整備され、住民の交通の便が図られること、(2)技術的条件／工事の施工に際して、施工が容易であり、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件／事業費（用地費、工事費等）を軽減でき、経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、町民の利便性の維持と向上を図り、組織をスリム化するとともに、さらに近い将来発生が予期される災害に対し、町民の安全・安心を確保することができるよう、庁舎を増築整備することが急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により増築整備する庁舎は、職員数や来庁者の利便性をもとに算出した面積に応じて設計され、駐車場についても現状や一定の推計方法により必要な台数を算定したものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

佐用町役場企画防災課